

平成 27 年度 革新的ものづくり産業創出連携促進事業 (プロジェクト委託型)

公 募 要 領

【受付期間】平成 27 年 6 月 26 日 (金) ～平成 27 年 7 月 31 日 (金) 正午必着

【ご注意】

1. 本事業は、政府予算に基づき、政府から N E D O が委託を受けて実施するため、政府の方針変更等により、公募の内容や採択後の実施計画等が変更されることがあります。
2. 本事業への提案は、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による手続きと、N E D O への提案書類 (提案書類一式及び電子ファイル) の提出が必要です。
e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度要することですので、提案を予定されている方はお早めにご登録願います。
また、締切間際は e-Rad が混雑するため、提案書の作成環境によっては提案を完了できない場合がありますので、時間的余裕を十分にとって、応募を完了して下さい。
3. 持参での受付は致しませんのでご注意願います。

平成 2 7 年 6 月
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部

目 次

I. 概要編	・・・ P 1
1. 件名	
2. 事業概要	
3. 委託事業の概要	
4. 委託事業者の責務	
5. 提案手続き等の概要	
6. 委託事業の選定	
7. 禁止事項及び不正防止	
8. その他留意事項	
II. 別添集	・・・ P 4 2
(別添 1) 技術キーワード (分野別)	
(別添 2) 専門学術分野キーワード	
III. 提案書の作成にあたって	・・・ P 4 6

提案書類作成の流れ

① 「I 概要編」及び「II 別添集」で事業を理解いただき、提案内容を検討



② 「III 提案書の作成にあたって」(別途 WEB サイトで配布)を読んで書式を理解し、ダウンロードした雛形に記入し提案書を作成



③ チェックリストに従って提出物をそろえる



④ 提出。締切:平成27年7月31日(金)正午必着(郵送又は特定信書便にて送付)

(注)本事業の提案内容は、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」第3条に基づき経済産業大臣が定める「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って策定され、平成26年2月10日以降に法第4条の認定(法第5条の変更認定を含む。)を受けた特定研究開発等計画を基本とした研究開発である必要があります。
認定を受けていない場合は、NEDOへの提案書等の提出とは別に、主たる研究開発実施場所を管轄する各経済産業局等に法認定計画の認定申請を行う必要があります。

I. 概要編

1. 件名	...	1
2. 事業概要		
2.1 事業の目的等	...	1
3. 委託事業の概要		
3.1 事業期間	...	5
3.2 委託対象事業の要件等	...	5
3.3 委託対象事業者の要件	...	9
3.4 NEDO の負担率及び委託費の額	...	14
3.5 委託対象経費	...	14
4. 委託事業者の責務		
4.1 研究開発成果に関すること	...	18
4.2 委託費により取得した機械装置等に関すること	...	19
4.3 中間評価、最終評価に関すること	...	19
4.4 事業終了後の補完研究、追跡調査に関すること	...	19
5. 提案手続き等の概要		
5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による手続き	...	21
5.2 NEDOへの提案書等の提出	...	22
5.3 提案書の作成、提出に係る注意事項	...	23
5.4 公募説明会の開催	...	24
5.5 応募に関する問い合わせ、相談	...	24
6. 委託事業の選定		
6.1 選定の方法	...	26
6.2 審査基準	...	26
6.3 委託先の公表及び通知	...	28
7. 禁止事項及び不正防止		
7.1 本事業内の重複提案	...	29
7.2 重複提案の排除	...	29
7.3 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応	...	30
7.4 研究活動の不正行為への対応	...	31
7.5 NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口	...	32
7.6 独立行政法人の契約に係る情報の公表	...	33
8. その他留意事項		
8.1 委託契約	...	34
8.2 NEDOの研究開発プロジェクトの実績調査票の記入	...	34
8.3 中間検査、確定検査等	...	34
8.4 経理処理	...	34
8.5 個人情報の取扱い	...	34
8.6 提案書類の情報共有	...	34
(資料等)		
・ 契約に係る情報の公開について	...	35
・ 参考事項	...	36
・ 特定ものづくり基盤技術	...	39
・ 法認定計画に係る相談窓口	...	40

平成27年度 革新的ものづくり産業創出連携促進事業
(プロジェクト委託型)
公募要領

平成27年6月26日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、「NEDO」という。)は、「平成27年度 革新的ものづくり産業創出連携促進事業(プロジェクト委託型)」(以下、「本事業」という。)を実施します。本事業への参加を希望される方は、本要領に従い提案ください。

なお、本事業は、政府予算に基づき、政府からNEDOが委託を受けて実施するため、政府の方針変更等により、公募の内容や採択後の実施計画等が変更されることがあります。

1. 件名

「平成27年度 革新的ものづくり産業創出連携促進事業(プロジェクト委託型)」

2. 事業概要

2.1 事業の目的等

2.1.1 目的

我が国の中小企業者等は、特定の技術分野においては、他国に比して極めて高度な水準を実現していることから、我が国製造業の国際競争力の重要な源泉の一つとなっています。中小企業者等が担っているこうした技術が、大企業の活動にとっても必要不可欠なものとなっており、今後、一層激しさが増すと予想される国際市場において、我が国製造業が引き続き高い競争優位性を確保するとともに、新たな事業の創出を通じて、安定的かつ持続的な経済成長を達成していくためには、国、公的研究機関及び大学、中小企業者等が一体となり、中長期的な視点に立って、技術開発を行うことが不可欠となっています。

そのような技術開発の実現のためには、中小企業者等が、優れた技術シーズを有する公的研究機関及び大学から技術等の移転を受けて実用化に向けた研究開発を実施することや、中小企業者等が保有する技術を公的研究機関及び大学の能力を活用して迅速に実用化に結実させることを通じて、中小企業者等が技術力向上や生産方法等の革新等を図るとともに、このような連携により技術開発を推進することにより、公的研究機関及び大学の橋渡し機能の強化を図ることが重要です。

そこで、本事業では、我が国において重要な技術開発分野として、科学技術イノベーション総合戦略2014(平成26年6月24日閣議決定)に位置付けられている政策課題を解決するための技術開発課題の中から、中小企業者等の創意によって提案される研究開発を支援することとし、その技術を迅速かつ着実に実用化するために、橋渡し機能を有する公的研究機関及び大学の参画を必須とすることにより、中小企業等の技術力向上や生産方法等の革新、公共調達への参画等を実現することを目的とします。

(参 考) 科学技術イノベーション総合戦略2014(平成26年6月24日閣議決定)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/>

2.1.2 革新的ものづくり産業創出連携促進事業(プロジェクト委託型)の仕組み

※4頁 別紙「革新的ものづくり産業創出連携促進事業(プロジェクト委託型)の仕組み」を参照ください。

本事業は、国(中小企業庁)が実施する「革新的ものづくり産業創出連携促進事業～戦略的基盤技術高度化支援事業～」のうち、国が指定するテーマ(以下、「特定のテーマ」という。)に沿って、中小企業者等が橋渡し研究機関の能力を活用して行う実用化につながる可能性の高い研究開発・試作品開発(本事業の試作品開発は、研究開発が伴うものに限ります。)に対する支援を、NEDO が国から委託を受けて実施するものです。

なお、本事業の採択にあたっては、以下の①～③の要件を全て満たす必要があります。

- ① 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」第3条に基づき経済産業大臣が定める「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って策定され、平成26年2月10日以降に法第4条の認定(法第5条の変更認定を含む。)を受けた特定研究開発等計画を基本とした研究開発であること
- ② 「特定のテーマ」(5頁、3.2.1 委託対象事業の要件を参照ください)のいずれかに沿った研究開発であり、実用化につながる可能性の高い研究開発・試作品開発であること
- ③ NEDO の確認を受けた「橋渡し研究機関」が、中小企業者等の共同研究等先として参画すること

■ 「橋渡し研究機関」の確認提案について

- (1) 本事業は、NEDOが確認した「橋渡し研究機関」の参画を必須とします。

本事業における「橋渡し研究機関」の要件に該当しているか否かの確認を希望する公的研究機関及び大学は、『平成27年度革新的ものづくり産業創出連携促進事業(プロジェクト委託型)に係る「橋渡し研究機関」の確認申請要領』に従い、確認申請書を提出することが必要です。

- (2) NEDOは、公的研究機関及び大学からの確認申請について、要件への該当確認を行い、その結果を通知するとともに、確認された公的研究機関及び大学については、NEDOのホームページに公表します。公表は委託先事業者の採択決定と同時に行う予定です。

今年度、NEDOが実施している「平成27年度 中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業」において「橋渡し研究機関」として既に確認を受けている公的研究機関及び大学については、改めて、本事業に係る「橋渡し研究機関」の確認申請を行う必要はありません。

■ 研究開発テーマの提案について

- (3) 本事業に提案を希望する共同体(共同体は、中小企業者等及び「橋渡し研究機関」の少なくとも2者以上で構成される必要があります。)から、郵送又は特定信書便により提案書を提出していただきます。

なお、本事業は、中小企業者等と「橋渡し研究機関」との共同研究等を必須としていますので、共

同研究等先となる公的研究機関又は大学が「橋渡し研究機関」と確認されなかった際には、委託対象事業者の要件が満たされず、不採択となりますので予めご承知おきください。

- (4) NEDOは、外部専門家による評価及びNEDO内の審査を経て採否を決定し、その結果を通知するとともに、ホームページ等で公開します。

なお、採択案件の公表に際しては、提案者名、計画名、事業概要等をホームページ等で公表いたします。

- (5) 採択決定後、NEDOは採択事業者説明会を開催し、契約条件の協議が整い次第、速やかに契約を締結する予定です。なお、実際の契約金額は、必ずしも提案金額とは一致するものではありません。

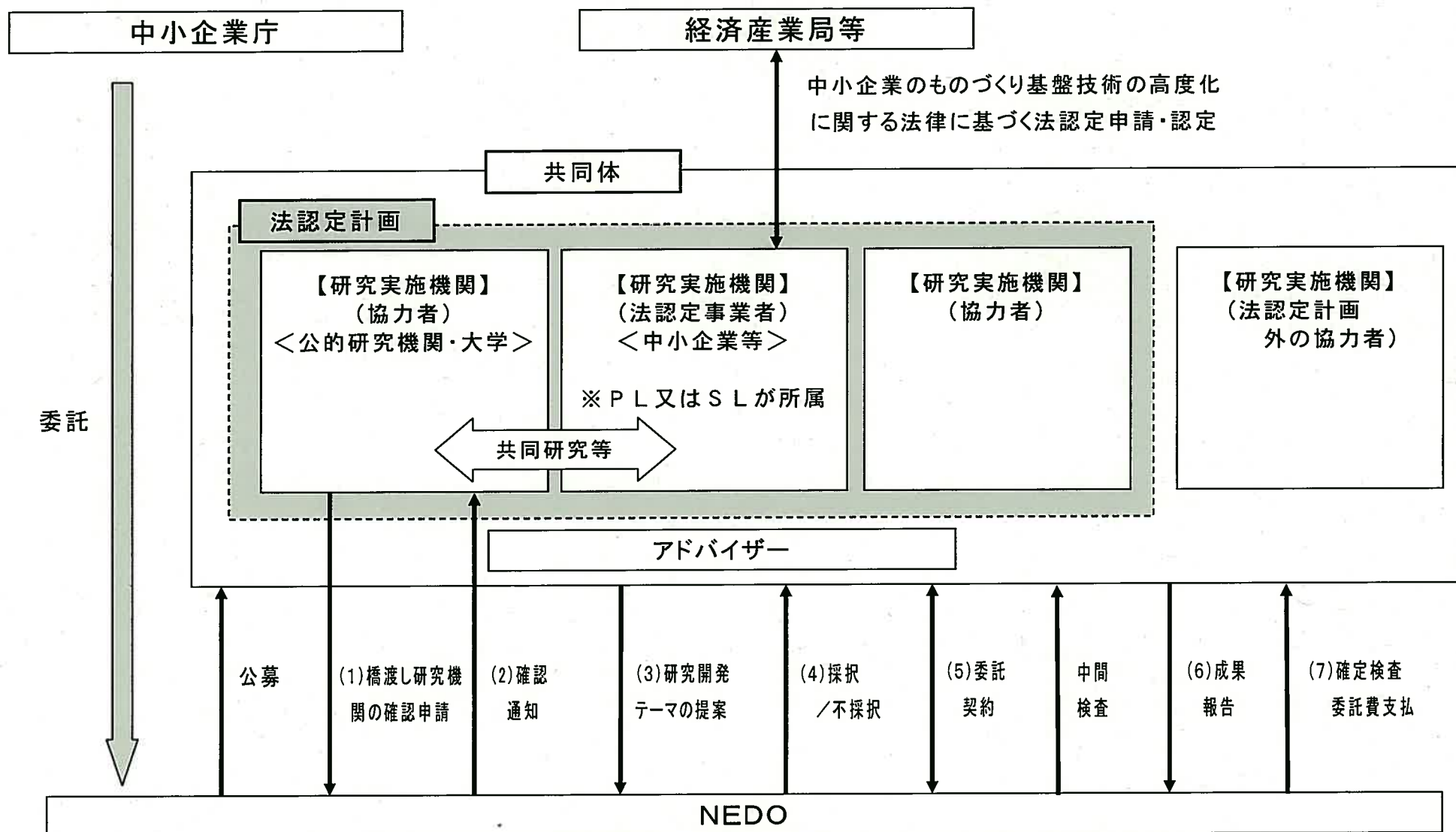
- (6) 委託期間の終了日までに研究開発成果報告書を提出していただきます。

- (7) 委託費の支払いについては、原則、NEDOが実施する中間検査、確定検査を経て委託費の額を確定した後の精算払いとなります。(それまでの間は立替え払いとなります。)

なお、委託の対象とならない経費や証拠書類が確認できない経費については、支払いの対象とはなりません。

(別紙)

革新的ものづくり産業創出連携促進事業（プロジェクト委託型）の仕組み



3. 委託事業の概要

3.1 事業期間

本事業の事業期間は、2年度又は3年度です。委託契約は、単年度ごとに行い、年度の後半にNEDOにおいて外部有識者等で構成される中間評価委員会で実施状況等の中間評価を行います。

評価の結果によっては、次年度以降の計画に変更が生じる場合又は研究開発の縮小・中止となる場合もありますのでご注意ください。

平成27年度の事業期間は、原則として、採択通知書に記載する事業開始の日から平成28年3月31日までとします。(採択の決定は、平成27年9月末を予定しています。)

3.2 委託対象事業の要件等

委託対象事業として、次の要件を満たす、実用化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発を対象とします。

また、研究開発計画策定に係る留意事項が次頁にありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

3.2.1 委託対象事業の要件

(1) 法認定計画を基本とした研究開発

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」(以下、「法」という。)第3条に基づき経済産業大臣が定める「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って策定され、平成26年2月10日以降に法第4条の認定(法第5条の変更認定を含む。)を受けた特定研究開発等計画(以下、「法認定計画」という。)を基本とした研究開発である必要があります。

(2) 「特定のテーマ」に沿った研究開発

科学技術イノベーション総合戦略2014において政策課題に掲げられた以下の4つのテーマのいずれかに沿った研究開発で、それぞれの政策課題の解決に資する新規性・革新性の高い実用化開発を対象とするものであり、研究開発計画を実行し完成した技術・製品等が、国や独立行政法人等の公共機関での使用が見込まれるものであることが必要です。

テーマ1	クリーンで経済的なエネルギーシステムの実現に資する技術
テーマ2	国際社会の先駆けとなる健康長寿社会の実現に資する技術
テーマ3	世界に先駆けた次世代インフラの構築の実現に資する技術
テーマ4	産業競争力の源泉としてのICT(情報セキュリティ、ビッグデータ解析、ロボット、制御システム技術等)、ナノテクノロジー(デバイス・センサや新機能材料)、環境技術(地球観測技術や資源循環等)に関する技術

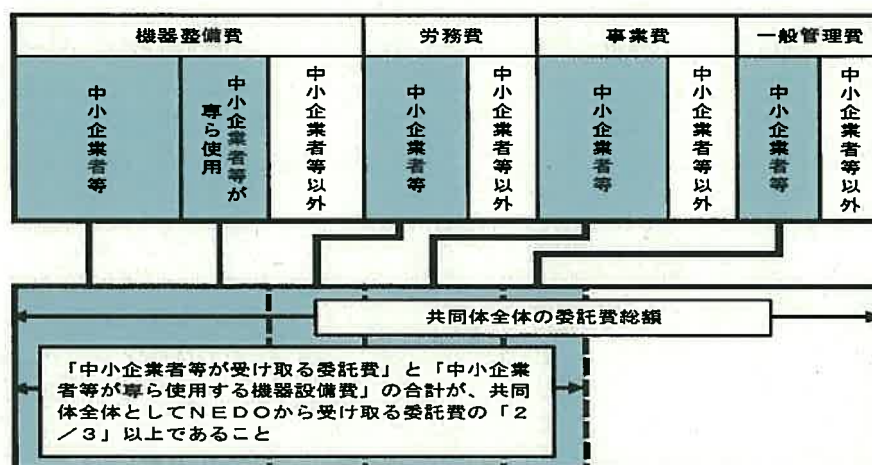
＜科学技術イノベーション総合戦略2014において政策課題に掲げられた4つのテーマ＞

- 注1 法に基づく認定を受けていない場合は、主たる研究開発実施場所を管轄する各経済産業局等に法認定計画の認定申請を行う必要がありますので、できるだけ早めに各経済産業局等にご相談ください。(担当経済産業局等の連絡先等は40頁を参照ください)
- なお、本事業に提案するための法認定計画申請の締切日は、平成27年7月31日(金)正午(本事業の受付の締切日と同じ)となります。
- 注2 「認定申請の方法」・「認定を受けた研究開発への支援策」については、以下の URL をご参照ください。<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/index.htm>
- 注3 本事業の提案内容は、経済産業省所管以外の技術開発及び原子力に関する技術開発を除きます。
- 注4 本事業の提案内容は、実証段階にあっても、技術開発要素があると認められるものについては、提案可能です。(創業等の開発で治験を実施する場合は第Ⅱ相まで提案可能です。)
- 注5 本事業において「実用化」とは、販売又はライセンスアウトにより収入が発生することをいいます。なお、創業等の技術開発で治験を伴う場合は、計画した臨床試験が成功し、次のフェーズの試験に移行することをもって実用化とみなします。
- 注6 事業期間中におけるサンプル出荷等(出荷先からの評価結果を当該技術開発に反映させるために行うもの)については、無償又は製造原価にて実施するものとします。

3.2.2 研究開発計画策定に係る留意事項

(1) 中小企業要件

- ・ 本事業の資金計画は、「中小企業要件」として、委託期間中、毎年度、中小企業者等が受け取る委託費が、共同体全体としてNEDOから受け取る委託費総額の「2/3」以上である必要があります。
- ・ なお、研究実施機関が購入した機器設備で、中小企業者等が専ら(2/3以上)使用する機器設備費(購入・改造等及びリース・レンタル)については、中小企業者等が受け取る委託費の額に含めることができます。(中小企業者等の定義については、9頁、3.3.1 研究実施機関を参照ください)



<中小企業要件の考え方について>

(2) 本事業の研究開発計画

- ・ 本事業は、製品化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発への取組を一貫して支援します。(生産を目的とした機械設備の導入に要する費用等、営利活動に繋がる経費、他の研究開発にかかる経費は除きます。)

なお、本事業では再委託はできません。また、研究開発計画のうち本質的な部分(研究開発要素がある業務)を外注することはできません。

- ・ 法認定計画の内容がものづくり基盤技術の高度化に関する記載だけであったとしても、本事業の研究開発計画においては、その高度化された技術を製品に結びつける試作開発等の計画まで明記することが必要です。
- ・ 本事業の研究開発計画の終了後1年以内までに、サンプル出荷等川下製造業者からの評価を受けることが可能な計画であることが必要となります。
- ・ 本事業の委託対象は、製品化につながる可能性の高い研究開発、研究開発を伴う試作品開発への取組までですが、この事業の成果を用いて、事業化までの道筋が明確に描けているものが対象となります。売上高(見込み)を具体的な根拠に基づいて設定するとともに、事業化に向けた体制やスケジュールについて明記し、この事業の委託対象期間の終了後5年以内を目処に事業化を達成することを目標としてください。

(3) 法認定計画との関係

- ・ 本事業は、法認定計画を基本とするものであり、法認定を受けた「申請者」と「共同申請者」(以下、「法認定事業者」という。)及び法認定計画に記載された協力者(以下、「認定計画記載者」という。)以外の者についても共同体の構成員となることはできますが、認定計画記載者全てが参加する必要があります。

なお、採択後、NEDOは法認定事業者及び橋渡し研究機関を含む研究開発を実施する協力者との間で、原則として、委託契約を締結します。

- ・ 研究開発を伴わない計画は、法認定の対象となりません。よって、研究開発を伴わない試作品開発のみの事業は、本事業に提案することができません。
- ・ 平成27年2月9日付で、特定ものづくり基盤技術高度化指針については改正されました。改正後の特定ものづくり基盤技術高度化指針に沿って計画を策定してください。

ただし、特定ものづくり基盤技術高度化指針の平成26年2月10日改正より前(平成24年4月12日から平成26年2月9日まで)に新規の法認定を受けた研究開発計画は、改正後の当該指針に沿った変更認定申請を行うことにより、提案することができます。

なお、平成26年2月10日以降に認定を受けた法認定計画であっても、本事業に応募する研究開発期間が法認定計画の期間に包含されていない場合、本事業の提案内容と齟齬がある場合には、法認定計画の変更認定申請が必要となります。

法認定計画の認定時期	本事業への提案	備 考
平成26年2月10日改正より前に新規の法認定を受けている場合 (平成24年4月12日 ～平成26年2月9日)	✕ 改正後の指針に沿った変更認定申請を行うことで提案可	認定を受けた法認定計画であっても、本事業に提案する研究開発期間が法認定計画の期間に含まれていない場合は、法認定計画の変更認定申請が必要です。
平成26年2月10日以降に新規の法認定を受けている場合	○	また、認定を受けた法認定計画と本事業の提案内容に齟齬がある場合も法認定計画の変更認定申請が必要です。

＜法認定計画の認定時期と本事業への提案の適否について＞

(4) 過去に採択された法認定計画との関係

- ・ 過去に戦略的基盤技術高度化支援事業で採択された法認定計画では応募することができません。
- ・ 平成27年度戦略的基盤技術高度化支援事業(平成27年6月11日受付締切)に採択されますと、当該認定計画での提案はできませんので、ご注意ください。よって、平成27年度戦略的基盤技術高度化支援事業と本事業の両方に提案され、本事業の採択を目指す場合には、平成27年度戦略的基盤技術高度化支援事業の採択を受ける前に同事業の提案を取り下げてください必要があります。(※平成27年度戦略的基盤技術高度化支援事業(平成27年6月11日受付締切)において採択を受けた場合には、本事業の提案を取り下げてくださいこととなります。)

3.3 委託対象事業者の要件

法認定を受けた中小企業者等を含む、下記 3.3.1～3.3.3 に記す研究実施機関、総括研究代表者、副総括研究代表者、アドバイザーによって構成される共同体とします。

なお、共同体の構成員には、全般的な要件として、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要となる組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。

なお、共同体の構成員の中に直近1期分の財務状況が債務超過となっている構成員が含まれている場合には、当該共同体は採択を受けることができませんのでご注意ください。

- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要となる措置を委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (5) 共同体の構成員は、日本国内に本社を置いて、かつ、日本国内で研究開発を行っていること。

注7 外国法人（日本にある支店を含む。）等この公募の提案時において日本国内の法人格を有していない者にあつては、この公募による採択決定後、委託契約締結までに日本国内の法人格を有することを条件として提案の対象とします。なお、当該者は法認定を受けることはできません。

注8 本事業に採択された後、共同体構成員が参画できないといったことがないよう、参画条件や役割分担等詳細について事前に調整を済ませておく必要があります。

注9 本事業では共同体の構成員に法認定計画記載者を全て含める必要があります。事業開始後に、法認定計画記載者が参画できなくなった場合には、採択決定を取り消す場合があります。

3.3.1 研究実施機関（必須）

研究実施機関は、研究開発を実施する研究者が所属する機関となりますが、本事業では、少なくとも、下記に記す法認定事業者である中小企業者等とNEDOから橋渡し研究機関の確認を受けた公的研究機関及び大学の2者以上が研究実施機関として共同体の構成員となる必要があります。

(1) 中小企業者等

本事業における中小企業者等とは、法第2条第1項に規定する者（以下の①～④）をいいます。

① 次表に示す事業者(資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たすもの)

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本の額又は 出資の総額	従業員基準 常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(注)常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

② 企業組合

③ 協業組合

④ 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、次に掲げるもの

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が上記①から③までに規定する中小企業者であるもの

なお、みなし大企業については、本事業の中小企業者等として取扱いません。

注10 『みなし大企業の定義』

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業(外国法人含む)の所有に属している法人
 - ・ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数的大企業(外国法人含む)の所有に属している法人
 - ・ 大企業(外国法人含む)の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
- 上記の「大企業」とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、上記の「大企業」として取り扱わないものとします。
- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(2) 橋渡し研究機関

本事業の橋渡し研究機関は、以下の①及び②の両方を満たす必要があります。

- ① 国の研究機関、独立行政法人、公設試験研究機関(以下、「公設試」という。)に該当する日本国内に立地する公的研究機関及び大学であること。

注11 この事業において、公設試とは、地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関(学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する公立学校を除く。)及び地方独立行政法人であって、試験研究に関する業務を行うものをいいます。

注12 大学とは、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する大学をいいます。

- ② 以下の(ア)～(オ)の取組のすべてを既に実施している、あるいは、近い将来(概ね1年以内)に取組を実施する予定であること。

(ア) 橋渡し業務を主要ミッションとして位置づけていること。

(イ) 職員への目標設定やインセンティブ付与による意識付けなどにより、受託研究収入等の民間企業からの資金受入の増加に向けた仕組みを整備していること。

(ウ) 民間企業に対する技術相談業務、技術指導業務や企業との意見交換等において収集される情報を集約・分析すること等を通じて産業界のニーズ等を把握し、これを所内の活動内容に反映するための仕組みを整備していること。

(エ) 貴組織以外の研究機関との人材交流や内外への職員の研修参加など、広く技術シーズやノウハウを取り入れるための仕組みを整備していること。

(オ) 受託研究等によって生じる知的財産権の取扱についての検討体制や契約書のひな形等の規程類を整備していること。

今年度、NEDOが実施している「平成27年度 中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業」において「橋渡し研究機関」として既に確認を受けている公的研究機関及び大学については、改めて、本事業に係る「橋渡し研究機関」の確認申請を行う必要はありません。

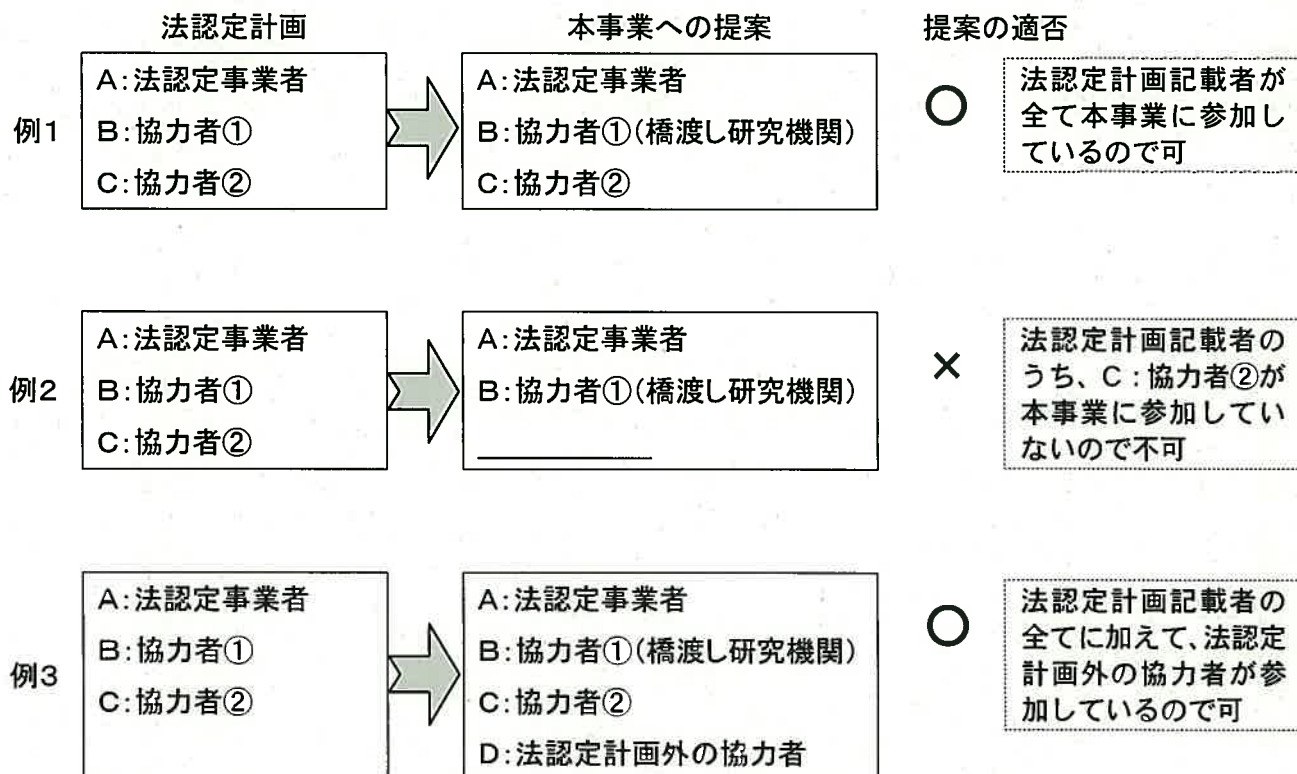
(3) 協力者（橋渡し研究機関を除く）

協力者とは、研究開発を実施する研究者が所属する中小企業・小規模事業者を含む民間企業、組合、公益法人、公的研究機関等です。

法第4条に基づく法認定計画（法第5条に基づく変更計画も含む）に含まれる「協力者」（法認定計画に含まれる協力者）については、本事業の共同体の構成員として全て含める必要があります。

また、法認定計画外の協力者についても、本事業の共同体の構成員として含めることができます。

ただし、NEDOは、法認定計画に含まれる協力者及び法認定計画外の協力者のうち、研究開発を実施する者に対してのみ委託費を支払います。



※ 委託費の支払い対象は、法認定事業者及び橋渡し研究機関を含む研究開発を実施する協力者となります。研究開発を実施しない協力者は体制には含まれますが委託費の支払い対象にはなりません。

＜法認定計画の研究開発体制と本事業における研究開発体制の関係について＞

3.3.2 総括研究代表者（Project Leader）・副総括研究代表者（Sub Leader）（必須）

PL・SLは、研究実施機関に所属します。両者のうちいずれか1名は、必ず法認定事業者（中小企業者等）の研究員であることとします。なお、PLは、研究開発の計画、実施及び成果管理を総括します。また、SLは、PLを補佐し、必要に応じてその代理を務めます。

（要件）

- ・ 研究開発上の高い見識と管理能力を有し、研究開発計画の企画立案並びに実施及び成果管理の全てにおいて総括を行うことができる能力を有していること。（PL及びSL）
- ・ 当該研究開発のために必要かつ十分な時間が確保できること。（PL）
- ・ 実用化技術開発に高い知見を有すること。（PL）

3.3.3 アドバイザー（任意）

研究開発の実効性向上、成果の市場適合性向上に助言をする等、補助的な役割を担う委託費の支払い対象とならない協力者になります。例えば、自主研究実施機関、有識者等研究協力者、大学、公設試験研究機関、川下製造業者等（研究開発の成果を利用する者）となります。

3.4 NEDOの負担率及び委託費の額

(1) NEDO負担率は、次のとおりです。

NEDO負担率：100%（委託）

(2) 委託費の額は、次のとおりです。

委託費の額：年間1億円以内（下限は1,000万円）×2年又は3年／1委託対象事業

注13 提案いただきました必要経費について個別に精査し、審査を行います。なお、採択された場合であっても、審査の結果、経費の計上について変更が生じることがありますので、あらかじめご了承ください。

3.5 委託対象経費

委託の対象となる経費は、研究開発の遂行に直接必要な経費及び研究成果のとりまとめに必要な経費とします。具体的には以下のとおりです。

委託対象経費の区分	内 容
(1) 機器設備費	機械装置費、土木・建設工事費、保守・改造修理費、外注費
(2) 労務費	研究員費、補助員雇上費
(3) 事業費	備品・消耗品費、旅費・交通費、委員会費、報告書作成費、外注費、知的財産権関連経費、その他特別費
(4) 一般管理費	委託事業に必要な経費のうち、他の用途と明確に区分できない経費（直接経費の10%を上限とする）
(5) 消費税及び地方消費税	委託事業に要した経費に課税される経費

注14 委託対象経費の計上にあたっては、その必要性及び金額の妥当性を明確にできるようにしてください。なお、委託対象経費の計上にあたって不明な点については、NEDOの担当者までお問い合わせください。

注15 委託対象経費については、委託契約期間に発生する経費に限ります。

注16 各年度において、外注費は委託対象総経費の2分の1（共同体全体の合計額で判断します）を上限とします。

3.5.1 機器設備費

①機械装置費

委託事業の遂行に必要な機械装置、その他機械装置に付随する備品の製作、購入に要した経費。

注17 共同体の構成員及び実質支配下にある会社から調達する場合、利潤を含めることはできません。

注18 対象機器は、原則として、リースが困難な事情（研究開発の過程で運転操作等のノウハウが付

加され、知的財産権保護・企業の営業秘密の保護の必要性等から使用者本人以外に譲渡・売却することが困難な場合等)又はリースでは著しく不経済となる事情を有する機器に限ります。なお、購入した機械装置の研究開発終了後における取扱いについては、19頁「4.2.2 研究開発終了後の機械装置等の処分について」をご覧ください。

注19 中古品の購入は、価格の妥当性を説明することができないため、原則対象外となります。

②土木・建設工事費

委託事業の遂行に必要な機械装置等の製作・設置に付帯する電気工事等に要した経費。

注20 機械装置と一体で捉えられるものであって、当該処理がなければ機械装置の動作に著しく弊害が出るもので、定着性を有しない等軽微なものに限ります。設置場所の整備工事や基礎工事を伴う管理棟の建設等は含みません。

注21 本事業に必要な機械装置を設置するために生じた既存の機械装置の撤去経費については委託費の対象にはなりません。

③保守・改造修理費

委託事業の遂行に必要な機械装置等の保守(機能の維持管理等)、改造(主として価値を高め、又は耐久性を増す場合)、修繕(主として事業実施に伴う通常使用による機能劣化・磨耗等を原状回復する場合)に要した経費。

注22 自社で既に保有している機械装置の保守・改造修理に係る経費については対象外となります。

④外注費

委託事業の遂行に必要な機械装置等の加工等の外注に係る経費。

3.5.2 労務費

労務費単価は、原則、健保等級ルール(【参考4】戦略的基盤技術高度化支援事業における労務費の計算に係る実施細則)に基づいて算定することとします。

①研究員費

委託事業にかかる研究業務(単なるデータ入力や装置組立のみ等の簡易作業を除く。)に直接従事した研究者の労務費(原則として本給、賞与、諸手当を含む)。

②補助員雇上費

委託事業に直接従事したパート等の補助員労務費であって、研究員費以外のもの。

3.5.3 事業費

①備品・消耗品費

委託業務に直接要した資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要した経費。

②旅費・交通費

研究員が、委託事業を遂行するために特に必要とした旅費、滞在費及び交通費であって、当該機関の旅費規程等により算定された経費(旅費には海外旅費も含む。③補助員雇上費に計上した者の出張費用は対象外)。

③委員会費

委託事業の遂行に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要した委員等謝金、委員等旅費、会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費。

④報告書作成費

研究開発成果報告書の印刷・製本(電子ファイル作成)に要した経費。

⑤外注費

委託事業の遂行に必要な原材料等の再加工・設計及び分析・検査等を外注・依頼等(外注先の機器を使って自ら行う場合を含む。)を行う場合に外注先への支払に要する経費。

⑥知的財産権関連経費

研究開発等と密接に関連し、研究開発等成果の事業化にあたり必要となる知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権取得に関連する経費。

注23 今回の研究開発の成果に係る発明等ではないものは、対象になりません。また、委託期間内に
出願手続きを完了していない場合は、対象になりません。

注24 知的財産権の取得に要する経費のうち、以下の経費については、対象になりません。

- ・日本の行政庁に納付される出願手数料等(出願料、審査請求料、特許料等)
- ・拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費
- ・先行事例調査に関する経費

注25 他の制度により知的財産権の取得について支援を受けている場合は、本費目の計上はできません。

⑦その他特別費

以上の各経費のほか、委託事業の実施にあたって特に直接必要と認められる経費。(例:機械装置等のレンタル・リース代等)

注26 計上にあたっては、NEDOの担当者への協議が必要です。

注27 共同体の構成員に所有権が移転されることを前提とする機械装置等のリースは対象外。

3.5.4 一般管理費

委託事業に必要となる経費のうち、他の用途と明確に区分できない経費。

原則として、前述の機器設備費、労務費及び事業費の合計額に、当該法人等の直近決算における一般管理費率(直接経費の10%を上限とする。)を乗じて算出するものとします。

3.5.5 消費税及び地方消費税

委託事業に要した経費に課税される経費

注28 前述の機器設備費、労務費、事業費、一般管理費及び再委託費は、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を計上します。なお、免税業者の場合は、仕入課税額を消費税及び地方消費税欄に計上します。

4. 委託事業者の責務

4.1 研究開発成果に関すること

4.1.1 研究開発成果の帰属

- ・ 委託研究を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権の帰属先は、以下の(ア)から(エ)までの4条件を遵守していただくことを条件に、原則として実施者〔共同体の構成員(アドバイザーを除く)〕となります。
- ・ ただし、委託事業終了時に提出していただく研究開発成果等報告書等の納入物の著作権については、NEDOが実施する権利及びNEDOが第三者へ実施を許諾する権利を、NEDOに許諾することとなります。

(ア)知的財産権に関して出願・提案の手続きを行った場合、遅滞なくNEDOに報告すること。

(イ)NEDOが公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、NEDOに対し、当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

(ウ)相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、NEDOが特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。

(エ)特許権等の移転、専用実施権の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、あらかじめNEDOの承認を受けること。

4.1.2 研究開発成果の活用

この事業の目的にかんがみ、研究成果については、日本国内での活用を優先してください。

注29 日本国内で製造等を行い国外に輸出する場合は、上記の「日本国内での活用」に含みます。

4.1.3 研究開発成果の公開

国及びNEDOは、研究開発成果等報告書等をホームページその他の方法で公表し、積極的な普及活動に努めますので、ご協力ください。

4.1.4 成果普及への協力

- ・ NEDOが開催する成果発表会等へ積極的にご参加・ご協力ください。
- ・ 研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動に積極的にご協力ください(詳細は【参考6】「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)を参照ください)。

4.2 委託費により取得した機械装置等に関すること

4.2.1 所有権

- ・ 本事業は、NEDOが国から委託を受けて実施するものです。委託費で購入した機械装置等は、国の負担により購入されるものであり、委託事業の終了後には、国の所有するものとなります。
- ・ 特別の法律により設置された法人(独立行政法人、国立大学法人等)が試験研究等の用に供する場合には、国から機械装置等の無償貸付けを受けることが可能です。また、その他共同体の構成員も、当該法人が行う事業の範囲内で共同利用することが可能な場合もあります。

4.2.2 研究開発終了後の機械装置等の処分について

- ・ 研究開発終了後の国所有の機器装置等の取扱については、国から適切な価格で原則買い取りをしていただきます。ただし、公募により当該機械装置等の需要を確認した結果、複数の者から買取りの需要があった場合は、一般競争入札等による売払いとなります。
- ・ なお、研究開発の過程でノウハウが付加され、知的財産権保護・企業の営業秘密の保護の必要性等から使用者本人以外に譲渡・売却することが困難となるような機器については、研究機器の有効活用にあたり、適切な買い取り方法が国で用意されています。

4.3 中間評価、最終評価に関すること

4.3.1 中間評価

- ・ 委託契約は、単年度ごとに行い、年度の後半にNEDOにおいて外部有識者等で構成される中間評価委員会で実施状況等の中間評価を行います。
- ・ 評価の結果によっては、次年度以降の計画に変更が生じる場合又は研究開発の縮小・中止となる場合もありますのでご注意ください。

4.3.2 最終評価

- ・ 研究開発終了後には、法認定計画の目標の達成度、事業化の進捗度及び「特定のテーマ」に沿った研究開発の達成度等に対し、外部有識者等が評価・アドバイスを行うことにより、本研究開発で得られた成果の事業化に資することを目的として、NEDOにおいて外部有識者等で構成される最終評価委員会で最終評価を行うこととします。

4.4 事業終了後の補完研究、追跡調査に関すること

4.4.1 補完研究

- ・ 共同体の構成員は、研究開発期間終了時点で、事業化に至らなかった場合、引き続き事業化に向けて補完研究を継続して実施していただきます。その進捗については、別途、報告していただくことになります。

4.4.2 追跡調査

- ・ 追跡調査として、研究開発終了後の翌年度から起算して8ヵ年度（知的財産権に係る調査に関しては、10ヵ年度）は、その後の事業化の進捗状況や技術開発成果の波及効果、特許等の出願・実施許諾等の状況などについて所定の様式により報告することが必要となります。
- ・ また、必要に応じて NEDO が行うこの事業に関する調査については、最大限の協力を行っていただきますので、予めご了承ください。

5. 提案手続き等の概要

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による手続き

(1) 府省共通研究管理システム(e-Rad)への登録

本事業への提案は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への応募手続きと、NEDOへの提案書類の提出の両方の手続きが必要となります。このe-Radによる応募手続きを行わないと本事業への提案ができませんので、ご注意ください。

注30 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、下記のURLを参照してください。システムの操作方法に関する問合せは、下記のヘルプデスクにて受け付けます。

- e-Rad ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>
- e-Rad 利用可能時間帯：平日、休日ともに0:00～24:00
(国民の祝日及び年末年始も、上記のとおり利用可能。ただし上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。)
- e-Rad ヘルプデスク
電話番号：0120-066-877（フリーダイヤル）、03-3455-8920(直通)
受付時間：平日9:00～18:00 ※国民の祝日及び年末年始を除く

(2) 手続きの概略

以下、①～④の手続きのうち、①～②の手続きは、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、IDを取得されている場合は不要です(③～④の手続きは必要です)。

① 所属研究機関の登録

申請にあたっては、応募時までにe-Radに研究者が登録されていることが必要になります。研究者の所属機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

※ [システム利用にあたっての事前準備]のページをご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

② 研究者の登録

研究者代表者の登録を行い、研究者ID及びパスワードを取得してください。

③ 応募基本情報の入力と「応募内容提案書」の出力

e-Radポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募情報を入力の上、「応募内容提案書」を印刷してください。(この印刷物はNEDOへの提案書類として必要になります。)

④ 応募情報の確認と登録

応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから「確認・実行」ボタンをクリックし、登録を完了して下さい。「確認・実行」ボタンを押さないとe-Rad上での登録が完了しません。

注31 提案書類をNEDOへ提出する際には、e-Radに登録されている必要があります。提案の前に十分余裕をもってご準備いただき、提出締切日までに登録を完了するようお願いいたします。

注32 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Radのヘルプデスクまで連絡してください。

注33 申請書の受理状況は、「応募・受入状況画面」から確認することができます。

注34 共同体の構成員毎にe-Radへ所属研究機関及び研究代表者をご登録ください。登録後、研究代表者より応募情報の提案・提出を行ってください。

5.2 NEDOへの提案書等の提出

本事業への参加を希望される方は、以下に掲げる提案書類一式をNEDOに提出してください。

■提案書類

提案書類は、本公募要領による提案様式を必ずご使用ください。また、様式に記載されている項目の変更や削除はしないでください。

提案書類の様式はNEDOのホームページ(公募情報のページ)からダウンロードすることができます。

(1) 本事業の提案に必要な提案書類 (※詳細は「Ⅲ提案書の作成にあたって」をご覧ください)

- ①提案書 (正本1部: 片面印刷)
- ②提案書 (写し15部: 両面印刷)
- ③必要事項を入力した情報項目ファイルと提案書の電子データを保存した CD-R
- ④宛名を明記した返送用封筒(82円切手を貼付のこと)

注35 提案書類は日本語で作成してください。

注36 提案書類は、添付資料も含め、全て A4 サイズとし、各部ごとに縦2穴パンチの上、左上をダブルクリップでとめてください。(ホッチキス等で綴じたり、製本しないでください。)

注37 添付資料1を1ページ目として、通しページを提案書類下中央に必ず打ち込んでください。

注38 提案書類の提出は、中小企業者等がとりまとめて行ってください。提案書類は、75頁の【提案書類等チェックシート】に定めるとおりです。提案書類に不備がある場合、審査対象とならないこと

があるため、ご注意ください。

注39 提出いただいた書類は、返却いたしかねますのであらかじめ御了承ください。

(2) 橋渡し研究機関の確認申請書類

中小企業者等と共同研究を行う公的研究機関又は大学が NEDO の橋渡し研究機関の確認を受けていない場合は、(1)の提案と同時に確認申請を行う必要があります。

なお、確認申請手続きの詳細は、「平成27年度 革新的ものづくり産業創出連携促進事業(プロジェクト委託型)」に係る「橋渡し研究機関」の確認申請要領をご確認ください。

(3) 提出期限等

本事業の提案に必要となる提案書類、橋渡し研究機関の確認申請書類は、提出期限等を厳守してください。

■ 提出期限、提出方法

[提出期限] 平成27年7月31日(金)正午必着

[提出方法] 郵送又は特定信書便

注40 持参、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。また、提出期限を過ぎて到着したものは、審査の対象とはなりませんのでご注意ください。

■ 提出先

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー20階

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 プラットフォームグループ

注41 郵送の際には、封筒に「革新的ものづくり産業創出連携促進事業(プロジェクト委託型)提案書 在中」と朱書きしてください。

5.3 提案書の作成、提出に係る注意事項

- ・ 同じ共同体が異なるテーマについて複数の提案をすることは可能ですが、採択されるテーマ数について制限させていただくことがあります。
- ・ 採択に至った場合でも、審査の結果及び予算等により、実際の契約の際の契約金額は、必ずしも提案金額とは一致するものではありません。

- ・ 提出された提案書を受理した際には提案書受理確認書を返送しますので、宛名を明記し82円切手を貼付した返送用封筒を提案書類一式に併せて送付してください。
- ・ 本事業は、橋渡し研究機関の参画を必須としていますので、中小企業者等から提出された本事業に係る提案書と、公的研究機関又は大学からの橋渡し研究機関の確認申請書(既に今年度、NEDOが実施している「平成27年度 中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業」において「橋渡し研究機関」として既に確認を受けている場合は不要)の双方の提出を確認できたもののみ審査対象とします。(※本事業の提案内容は、法認定計画を基本とした研究開発である必要がありますので、別途、認定を受けた法認定計画と本事業の提案内容に齟齬がないか確認をさせていただきます。)
- ・ e-Rad の登録がない場合には、審査対象となりませんので、ご注意ください。

5.4 公募説明会の開催

当該委託事業及び公募内容、提案にあたっての手続きについて、公募説明会を行います。提案資格として出席を義務づけるものではありませんが、提案を予定される方は可能な限り出席してください。

なお、公募説明会の開催日時、会場、申込方法については、別途、NEDOのホームページでご案内させていただきますので、ホームページをご確認ください。

5.5 応募に関する問い合わせ、相談

この公募内容に関する相談、問い合わせは、下記まで平日9:00～17:00の間にご連絡ください。

■提案に関する問い合わせは

NEDO 本部	〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー20 階 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 イノベーション推進部 プラットフォームグループ 革新的ものづくり産業創出連携促進事業 提案窓口 TEL:044-520-5175 FAX:044-520-5178 メールアドレス:itakusapoin27@nedo.go.jp
------------	--

■提案に関する相談は

NEDO 本部	〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー20 階 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 イノベーション推進部 プラットフォームグループ 革新的ものづくり産業創出連携促進事業 提案窓口 TEL:044-520-5175 FAX:044-520-5178 メールアドレス:itakusapoin27@nedo.go.jp
NEDO 関西支部	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3丁目3番10号(梅田ダイビル6階) 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 関西支部 事業管理部 TEL:06-7670-2200

6. 委託事業の選定

6.1 選定の方法

外部有識者による事前審査とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

6.2 審査基準

6.2.1 事前審査の基準

提案内容について、以下の評価項目及び審査基準により審査します。

① 政策意図に関する評価項目

項目	審査基準
政策課題への対応	・科学技術イノベーション総合戦略2014に掲げられる政策課題に対応し、公的機関での活用が見込まれること。
地域経済活性化への貢献	・地域資源を活用した技術開発が実施されることにより、地域経済の活性化への貢献が特に見込まれること。
橋渡し研究機関との連携による効果	・橋渡し研究機関との共同研究等により、自社単独では成し得ないイノベーションの創出への貢献が見込まれること。
過去にNEDO等が実施した事業との関連	・NEDO等が実施した技術開発事業の成果を活用したものであり、当該委託事業の実施により、その成果の実用化が加速すると認められること。

② 技術に関する評価項目

項目	審査基準
基となる研究開発の有無	・提案の実用化開発の基となる技術開発の成果(実験データ等)が明確に示されていること。また、提案の実用化開発のシーズについて基礎的な検討が十分に行われていること。
技術の新規性及び目標設定レベルの程度	・新規性のある技術であって、国際的に見ても目標設定のレベルが相当程度高いこと。
特許・ノウハウの優位性	・中小企業者等が開発商品に関する優位性のある特許及びノウハウを保有していること。あるいは、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。

目標、課題、解決手段の明確性	・本事業における目標値、技術課題及び解決手段が明確であること。
費用対効果	・研究計画に要する費用(委託費の使用計画)が適切であり、費用対効果(委託費の額と得られる事業化効果など)が高く、事業規模に応じて効果(社会的必要性など)が十分に期待できること。
研究計画の妥当性	・予定期間内に計画された技術的課題が解決される可能性が高いこと。

③ 事業化に関する評価項目

項目	審査基準
公共調達の可能性	・これまでの調達入札等の実績や調達スペックに照らして、将来の公共調達への参加が期待できること。
市場ニーズの把握	・市場ニーズを具体的に把握(ユーザーとの接触、市場調査等)していると共に、それを反映させた開発目標の設定がなされていること。
開発製品・サービスの優位性	・市場ニーズを踏まえて、開発した製品・サービスが競合製品等と比較して優位(性能、価格等)であること。将来の市場において相当の占有率が期待できること。
事業化体制	・技術開発体制のみではなく、事業化をするために適切な体制となっていること。
事業化計画の信頼性	・事業期間終了後概ね5年以内に実用化が達成される可能性が高いことを示す具体的かつ的確な事業化計画を提案し、予想されるリスク(市場変動、技術変革等)などへの対策が盛り込まれていること。
採用予定先(取引先)等との連携	・事業化に向けて開発された技術の採用予定先(取引先)等との連携がされていること。

6.2.2 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

(1) 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。

- ① 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
- ② 開発等の方法、内容等が優れていること。
- ③ 開発等の経済性が優れていること。

(2) 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。

- ① 関連分野の開発等に関する実績を有すること。

- ② 当該開発等の行う体制が整っていること。
- ③ 当該開発等に必要な設備を有していること。
- ④ 経営基盤が確立していること。
- ⑤ 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
- ⑥ 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。

- ① 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
- ② 各開発等の開発等分担及び委託費の額の適正化に関すること。
- ③ 競争的な開発等体制の整備に関すること。
- ④ 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

6.3 委託先の公表及び通知

- ・ 採択案件については、提案者名、計画名、事業概要等をホームページで公表します。
- ・ 採否結果の通知時期は、平成27年9月末を予定しています。
- ・ 審査の内容によって、実施内容や委託対象経費の変更等が「採択の条件」となる場合があります。「採択の条件」に不服がある場合は提案を取り下げることができます。
- ・ 採択された事業については、上記の条件等を実施事業の内容に反映するなど、必要な調整を行ったのち、NEDOから提案者に採択通知書を発出します。
- ・ 不採択の場合も、評価結果を添えて、その旨後日通知します。

7. 禁止事項及び不正防止について

7.1 本事業内の重複提案

同一事業者が複数の提案をすることは可能です。

7.2 重複提案の排除

提案者(研究者)に「不合理な重複」及び「過度の集中」が発生している場合は、本事業の対象とせず、採択を行いません。

(注)「不合理な重複」とは、

同一の提案者(研究者)による同一の研究開発課題(研究費が配分される研究開発の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の研究費が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究開発課題について、複数の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の研究費と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究開発課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

(注)「過度の集中」とは、

同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究開発費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該技術開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

- ① 同一の研究開発課題についてすでに他の研究費を受けている場合、本事業への提案はできませんが、提案中の他の研究費と同時に応募することは可能です(ただし下記②に留意のこと)。
- ② 提案時に、他府省を含む他の研究費の応募・受入状況(制度名、提案(提案)者名、技術開発課題、実施期間、予算額、エフォート等)の共通事項を応募書類に記載していただきます。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ③ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府

省等、助成金担当課(独立行政法人である資金配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供する場合があります。

- ④ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募(採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)^(※1)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。)

※1府省共通研究開発システム(e-Rad)に関しては、「5. 提案手続き等の概要」を参照してください。

なお、提案内容の虚偽、委託費等の重複受給等が判明した場合、採択決定後であっても採択決定を取り消し、委託費の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

7.3 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※2)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※3)に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※2. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください: 経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-hotline.htm

※3. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください: NEDOホームページ

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(1) 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ② 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- ③ 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)

- ④ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも①～③の措置を講じることがあります。
- ⑤ 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

(2)「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

7.4 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※4)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※5)に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※4. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください: 経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-hotline.htm

※5. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください: NEDOホームページ

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(1)本事業において不正行為があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

- ② 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間:不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
- ③ 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間:責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
- ④ 府省等の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、府省等の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ⑤ NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

(2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

7.5 NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

通知先

NEDO 検査・業務管理部

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー16階

TEL:044-520-5131

FAX:044-520-5133

メールアドレス: helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ: http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日:9時00分～12時00分、13時00分～17時00分です。)

7.6 独立行政法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づき、採択決定後、別添のとおりNEDOとの関係に係る情報をNEDOのホームページで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への提案をもって同意されたものとみなします。

8. その他留意事項

8.1 委託契約

- ・ 採択決定後、採択事業者説明会を開催し、契約条件の協議が整い次第、速やかに契約を締結する予定です。なお、実際の契約金額は、必ずしも提案金額とは一致するものではありません。
- ・ 委託費の支払いについては、原則、NEDOが実施する中間検査、確定検査を経て委託費の額を確定した後の精算払いとなります(それまでの間は立替え払いとなります。)
- ・ 委託研究の実施期間の終了日までに研究開発成果報告書を提出していただきます。

8.2 NEDOの研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

- ・ 過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細は添付資料8を御覧ください。
なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

8.3 中間検査、確定検査等

- ・ 委託契約期間中又は契約期間後において、委託費の適切な処理がなされているか、NEDOが中間検査及び確定検査を実施します。
- ・ 原則として、委託の対象とならない経費や証拠書類の確認ができない経費については、委託対象外となります。また、委託契約期間終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。

8.4 経理処理

- ・ 中小企業者等は、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めてください。(詳細は、【参考10】「中小企業の会計に関する基本要領」及び「中小企業の会計に関する指針」についてを参照ください)

8.5 個人情報の取扱い

- ・ 応募に関連して提供された個人情報については、下記各項目の目的にのみ利用します。(ただし、法令等により提供を求められた場合及び 8.6 提案書類の情報共有の場合を除きます。)
 - ① 審査及び審査に係る事務連絡、通知等
 - ② 採択された場合は、契約等の事務連絡、説明会の開催案内等に必要な連絡
 - ③ 本事業に関連した成果報告会、フォローアップ調査、アンケート調査等の連絡

8.6 提案書類の情報共有

- ・ 提案書類の情報については、都道府県等の公的関係機関に対して提案書類の写しを送付し、意見照会を行うことがあります。
- ・ 公共事業等からの暴力団排除の推進を図るため、警視庁又は道府県警察本部に対して照会を行います。

契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札、又は応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること、又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月中に締結した契約については原則として93日以内)

参考事項

【参考1】e-Rad(府省共通研究開発管理システム)の研究機関及び研究者の事前登録について

研究実施者(総括研究代表者)について、事前にe-Radへ「研究機関の登録」及び「研究者の登録」を行う必要があります。登録の詳細については、次のホームページをご参照ください。

<http://www.e-rad.go.jp/>

e-Rad への登録には、2週間程度の手続き期間が必要となりますが、登録手続きに相当の日数を要する場合がありますので、できる限り早い段階で余裕をもって登録手続きを行ってください。

【参考2】研究活動の不正行為への対応に関する指針

本指針は、経済産業省所管の研究資金にかかる研究活動の不正行為に、経済産業省、経済産業省所管の独立行政法人及び経済産業省所管の研究資金を活用する研究機関が適切に対応するため、それぞれの機関が整備すべき事項等について指針を示すものである。同指針に基づき、研究機関内において、研究倫理教育の実施に努めてください。

詳細については、次のホームページをご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/150115shishin-kenkyufusei.pdf

【参考3】公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針

本指針は、経済産業省又は経済産業省が所管する独立行政法人(以下、「資金配分機関」という。)から配分される公募型の研究資金について、配分先すべての研究機関において不正な使用及び不正な受給を防止するために必要な対応等を示したものである。詳細については、次のホームページをご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/150115shishin-fuseis-hiyou.pdf

【参考4】労務費の計算に係る実施細則(健保等級ルール)

本実施細則は、戦略的基盤技術高度化支援事業に係る労務費の算出方法について定めたものです。本事業の労務費の計算については、この実施細則(健保等級ルール)に基づいて行います。詳細については、次のホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2015/150316SenryakuKoubou1.pdf>

【参考5】知財総合支援窓口による支援(特許庁事業)

地域の中小企業等の知的財産活用を支援する中核として、全都道府県に「知財総合支援窓口」を設置しています。窓口では、中小企業等が抱えるアイデア段階から権利取得、事業展開までの知的財産に関する悩みや課題を窓口支援担当者がその場で受け付け、ワンストップで支援しています。また、専門的な相談については、全窓口に弁理士及び弁護士を定期的に配置するとともに、専門家が訪問して相談に応じることが可能です。

(相談例)

- 新たに開発した製品の製造技術を知財としてどう守れば良いのか。

- 特許出願を検討しているが、何から始めれば良いのか。
 - 製品化できたものを販売したいが、デザインやライセンス契約のアドバイスをして欲しい。 など
- 詳細については次のホームページをご参照ください。<http://chizai-portal.jp/>

【参考6】「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

国民との科学・技術対話の推進については、次のホームページをご参照ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

【参考7】中小企業技術革新制度(SBIR)

本事業は、「中小企業技術革新(SBIR)制度」において、「特定補助金等」の指定を受ける予定です。指定された補助金等の交付を受けた中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に各種の支援措置の特例を受けることができます。詳細については、次のホームページをご参照ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq07_sbir.htm

【参考8】革新的ものづくり産業創出連携促進事業の成果に係る事業化支援について

革新的ものづくり産業創出連携促進事業の成果を事業化する場合には、特許料等の軽減や日本政策金融公庫の低利融資などの支援制度が用意されております。詳細については、次のホームページをご参照ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/05_1kigyohenosien.htm

【参考9】独立行政法人中小企業基盤整備機構(略称: 中小機構)によるサポート

中小機構は、中小企業施策の総合的な実施機関として、創業、技術力向上、情報化、国際化、人材育成など、各中小企業の課題に合わせた様々な支援を行う独立行政法人です。経営・技術・財務等の専門家の派遣や窓口相談等により、ものづくり中小企業の課題解決を支援しています。

また、戦略的基盤技術高度化支援事業の効果的な実施を図るため、中小機構には、幅広い知見を有する「経営支援アドバイザー」が設置されており、法認定計画に係る申請書や中小ものづくり高度化法についてのご相談を受け付けています。

【参考10】「中小企業の会計に関する基本要領」及び「中小企業の会計に関する指針」について

「中小企業の会計に関する基本要領」は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示したものです。また、「中小企業の会計に関する指針」は、会計専門家が役員に入っている会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理を示したものです。中小企業は「中小企業の会計に関する基本要領」、「中小企業の会計に関する指針」のどちらでも参照することができます。

「中小企業の会計に関する基本要領」の詳細については、次のホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm>

【参考11】経済の好循環実現に向けた政労使の取組について

経済の好循環実現に向けた政労使会議について、次のホームページをご参照ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/seirousi/pdf/torikumi.pdf>

【参考12】特定ものづくり基盤技術高度化指針

平成27年2月9日付で、特定ものづくり基盤技術高度化指針が改正されました。改正後の指針の内容については、下記URLをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html>

特定ものづくり基盤技術

(中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針で定める12技術分野)

1 デザイン開発	製品の審美性、ユーザーが求める価値、使用によって得られる新たな経験の実現・経験の質的な向上等を追求することにより、製品自体の優位性のみならず、製品と人、製品と社会の相互作用的な関わりも含めた価値創造に繋がる総合的な設計技術。
2 情報処理	IT(情報技術)を活用することで製品や製造プロセスの機能や制御を実現する情報処理技術
3 精密加工	金属等の材料に対して機械加工・塑性加工等を施すことで精密な形状を生成する精密加工技術
4 製造環境	製造・流通等の現場の環境(温度、湿度、圧力、清浄度等)を制御・調整するものづくり環境調整技術
5 接合・実装	相変化、化学変化、塑性・弾性変形等により多様な素材・部品を接合・実装することで、力学特性、電気特性、光学特性、熱伝達特性、耐環境特性等の機能を顕現する接合・実装技術
6 立体造形	自由度が高い任意の立体形状を造形する立体造形技術 (ただし、(3)精密加工技術に含まれるものを除く。)
7 表面処理	バルク(単独組織の部素材)では持ち得ない高度な機能性を基材に付加するための機能性界面・被覆膜形成技術
8 機械制御	力学的な動きを司る機構により動的特性を制御する動的機構技術
9 複合・新機能材料	部素材の生成等の際し、新たな原材料の開発、特性の異なる複数の原材料の組合せ等により、強度、剛性、耐摩耗性、耐食性、軽量等の物理特性や耐熱性、電気特性、化学特性等の特性を向上する又は従来にない新しい機能を顕現する複合・新機能材料技術
10 材料製造プロセス	目的物である化学素材、金属・セラミックス素材、繊維素材及びそれらの複合素材の収量効率化や品質劣化回避による素材の品質向上、環境負荷・エネルギー消費の低減等のために、反応条件の制御、不要物の分解・除去、断熱等による熱効率の向上等を達成する材料製造プロセス技術
11 バイオ	微生物を含む多様な生物の持つ機能を解明・高度化することにより、医薬品、エネルギー、食品、化学品等の製造、それらの評価・解析等の効率化及び高性能化を実現するバイオ技術
12 測定計測	適切な測定計測や信頼性の高い検査・評価等を実現するため、ニーズに応じたデータを取得する測定計測技術

(平成27年2月9日)

■ 法認定計画に係る相談窓口

名称及び担当課	所在地及び連絡先電話番号	担当する都道府県名
北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎 TEL:011-709-5441	北海道
東北経済産業局 地域経済部 産業技術課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1合同庁舎 TEL:022-221-4897	青森県、岩手県、宮城県 秋田県、山形県、福島県
関東経済産業局 産業部 製造産業課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL:048-600-0307	茨城県、栃木県、群馬県 埼玉県、千葉県、東京都 神奈川県、新潟県、長野県 山梨県、静岡県
中部経済産業局 産業部 製造産業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL:052-951-2724	愛知県、岐阜県、三重県 富山県、石川県
近畿経済産業局 地域経済部 ものづくり産業支援室	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 合同庁舎第1号館 TEL:06-6966-6020	福井県、滋賀県、京都府 大阪府、兵庫県、奈良県 和歌山県
中国経済産業局 地域経済部 次世代産業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 TEL:082-224-5680	鳥取県、島根県、岡山県 広島県、山口県
四国経済産業局 地域経済部 製造産業課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 TEL:087-811-8520	徳島県、香川県、愛媛県 高知県
九州経済産業局 地域経済部 技術振興課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館 TEL:092-482-5464	福岡県、佐賀県、長崎県 熊本県、大分県、宮崎県 鹿児島県
沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL:098-866-1730	沖縄県

■ e-Rad（府省共通研究開発管理システムに関する問い合わせ先）

e-Rad ヘルプデスク	電話番号：0120-066-877（フリーダイヤル）、03-3455-8920（直通） 受付時間：平日 9:00～18:00 ※国民の祝日及び年末年始を除く
--------------	---

平成 27 年度
革新的ものづくり産業創出連携促進事業
(プロジェクト委託型)

Ⅱ．別添集

(別添1)技術キーワード(分野別)

(別添2)専門学術分野キーワード

技術キーワード(分野別)

[1. ライフサイエンス]	
1010	アミノ酸、ペプチド
1020	蛋白質、膜蛋白質、プロテオーム、プロテオミクス、蛋白質相互作用
1030	糖、糖鎖、レクチン
1040	その他生体物質(アルカロイド、ヘム等)
1050	核酸、DNA、RNA、ゲノム、SNP、エピジェネティクス、遺伝子
1060	機能性核酸(RNA、sRNA、アンチセンスDNA、RNA、アプタマー等)
1070	その他生体高分子(セルロース、リグニン、ポリフェノール等)
1080	抗体
1090	酵素
1100	細胞
1110	脂質、糖脂質
1120	組織
1130	代謝
1140	培養
1150	発生、分化、生殖、シグナル伝達
1160	微生物バイオ
1170	植物バイオ
1180	動物バイオ
1190	発酵(物質生産等)
1200	育種
1210	家畜
1220	食品(発酵食品、機能性食品含む)
1230	木材
1240	その他農芸化学
1250	バイオミメティクス(生体模倣)(ナノテク・材料と共通)
1260	バイオセンサ
1270	バイオ素子
1280	バイオインフォマティクス、生体情報学
1290	リハビリテーション
1300	障害者支援
1310	老人介護、看護
1320	レーザー医療
1330	福祉工学・機器
1340	バイオマテリアル(医用材料)(ナノテク・材料と共通)
1350	医用工学、バイオメカニクス
1360	人工臓器
1370	超音波診断
1380	非侵襲計測
1390	低侵襲治療
1400	磁気共鳴画像(MRI)、PET、画像診断
1410	医療用ロボット
1420	手術支援システム
1430	遠隔医療
1440	その他医用機器・装置(研究用含む)
1450	DNAチップ、バイオチップ
1460	イムノアッセイ
1470	生化学分析、臨床検査、バイオマーカー
1480	病原体、ウイルス、細菌
1490	バクテリオファージ
1500	ワクチン
1510	免疫
1520	アレルギー
1530	ストレス
1540	移植、再生
1550	感染症
1560	血液
1570	細胞移植
1580	再生医療、iPS/ES細胞、幹細胞
1590	循環器、高血圧、高脂血
1600	糖尿病、糖尿
1610	癌、腫瘍
1620	遺伝子治療
1630	個別化医療(テーラーメイド医療)
1640	内科
1650	外科
1660	小児科
1670	神経、脳
1680	認知症
1690	老化
1700	骨粗鬆症
1710	栄養学
1720	薬学、医薬品
1730	分子標的薬
1740	ドラッグデリバリー
1750	グリーンバイオ、環境バイオ

[2. 情報通信]	
2010	ハイパフォーマンス・コンピューティング(スバコン、GPU)
2020	分散コンピューティング・グリッドコンピューティング
2030	クラウドコンピューティング
2040	ユビキタスコンピューティング
2050	サイバーフィジカルシステム
2060	人工知能、エージェント
2070	解析・評価、画像・文章・音声等認識
2080	データマイニング
2090	データ圧縮技術
2100	データベース
2110	シミュレーション
2120	ソフトウェア、論理プログラミング
2130	プログラミング言語
2140	暗号アルゴリズム、認証
2150	セキュリティ技術(監視、防御、署名等)
2160	GPS、GIS
2170	スマートセンサ情報システム
2180	コンピュータグラフィックス(3次元画像技術等)
2190	バーチャルリアリティ、仮想現実
2200	通信方式、プロトコル
2210	光ネットワーク
2220	無線ネットワーク(マイクロ波、ミリ波、テラヘルツ波)
2230	セキュアネットワーク、高信頼性ネットワーク
2240	情報家電・ホームネットワーク
5390	エネルギー・マネジメント、MEMS/BEMS(エネルギーと共通)
4355	半導体(ナノテク・材料と共通)
4360	化合物半導体、有機半導体(ナノテク・材料と共通)
2250	回路設計、LSI設計
2260	その他半導体デバイス
2270	MEMS、マイクロマシン、スマートセンサ(ナノテク・材料と共通)
2280	セキュアデバイス、スマートカード
5450	パワーエレクトロニクス、LSTPデバイス(エネルギーと共通)
5460	蓄電デバイス(電池、コンデンサ等)(エネルギーと共通)
2290	高性能レーザー、光源技術
2300	LED
2310	光デバイス(スイッチ、変調器、増幅器等)
2320	撮像デバイス、CCD
4365	EL、有機EL、高分子LED(ナノテク・材料と共通)
2330	その他デバイス
2340	ユニバーサルデザイン、ユーザビリティ
[3. 環境]	
3010	環境影響評価
3020	環境調和技術
3030	環境修復技術(バイオレメディエーション等)
3040	地球温暖化
3050	二酸化炭素固定化
3060	フロン代替材料
3070	大気汚染
3080	水質汚染
3090	土壌汚染
3100	有害化学物質(アスベスト等)
3110	有機塩素化合物(ダイオキシン等)
3120	重金属
3130	環境ホルモン
3140	エアロゾル
3150	室内空気汚染
3160	無害化技術
3170	排水処理技術(社会基盤と共通)
3180	廃棄物処理技術
3190	排ガス処理技術
3200	有機廃棄物
3210	放射性廃棄物
3220	電磁環境
3230	環境計測
3240	ライフサイクルアセスメント
3250	3R(リデュース、リユース、リサイクル)、資源循環
3260	エコデザイン
3270	エコマテリアル、生分解性材料
7080	地球環境変動・予測(社会基盤と共通)
7090	自然現象観測・予測(社会基盤と共通)
[4. ナノテク・材料]	
4005	物理(全般)
4010	力学
4015	電磁気学
4020	光学

4025	量子力学
4030	化学(全般)
4035	物理化学(電気化学、光化学等)
4040	レオロジー(固体物性、液体物性等)
4045	無機化学
4050	有機化学
4055	量子化学
4060	計算化学(材料設計、分子シミュレーション等)
4065	電気泳動
4070	ゾルゲル
4075	コロイド
4080	吸着、拡散
4085	分子間相互作用
4090	プラズマ
4095	超臨界
4100	表面、界面
4105	金属材料
4110	レアメタル、レアアース(代替技術を含む)
4115	ケイ素系材料
4120	無機化合物、金属化合物、セラミックス
4125	複合材料
4130	有機金属
4135	錯体、配位子
4140	有機材料、有機化合物
4145	イオン液体
4150	高分子、デンドリマー、超分子
4155	導電性高分子
4160	炭素材料(ダイヤモンド、黒鉛、炭素繊維)
4165	カーボンナノチューブ・フラーレン
4170	有機合成、化学合成
4175	不斉合成、不斉重合、不斉触媒、キラルフリー
4180	重合
4185	固相合成、表面化学反応
4190	マイクロリアクター、バイオリアクター
4195	触媒
4200	光触媒、光触媒反応
4205	冶金、粉末冶金
4210	コーティング(製造技術と共通)
4215	ナノコーティング
4220	物理蒸着(PVD)
4225	化学気相、化学蒸着(CVD)
4230	エピタキシー
4235	ドーピング
4240	イオン注入
4245	ナノインプリント、ナノエッチング、ナノリソグラフィ
4250	液晶成長、液晶配向
4255	表面修飾
4260	薄膜成長
4265	繊維、ファイバー
4270	ナノファイバー
4275	シート、フィルム
4280	薄膜、超薄膜
4285	多孔質材料
4290	ナノポーラス材料
4295	微粒子
4300	超微粒子、ナノ粒子
4305	結晶、単結晶材料
4310	超格子材料
4315	液晶、液晶系材料
4320	自己組織化材料
4325	アモルファス、無定形、ガラス
4330	相転移
4335	機能性材料
4340	圧電材料(ピエゾ)
4345	熱電材料(テルミエ、ゼーベック)
4350	電磁機能材料
4355	半導体(情報通信と共通)
4360	化合物半導体、有機半導体(情報通信と共通)
4365	EL、有機EL、高分子LED(情報通信と共通)
4370	超伝導材料
4375	誘電体、強誘電体
4380	磁性材料
4385	発光、蛍光
4390	構造色
4395	光電材料(光ファイバー等)

4400	フォトニック結晶
4405	非線形光学材料
4410	形状記憶材料(合金、樹脂)
4415	物理・機械特性材料(力学、磁性、延性、脆性、張性等)
4420	耐熱材料
4425	耐久性材料(腐食、防食、防汚等)
4430	潤滑材料(トライボロジー含む)
4435	吸着・交換材料(分子、イオン)
4440	分子認識材料
4445	自己修復材料
4450	傾斜機能材料
4455	膜分離、分離膜
4460	接合、接着(製造技術と共通)
1340	バイオマテリアル(医用材料)(ライフサイエンスと共通)
1250	バイオメタリクス(生体模倣)(ライフサイエンスと共通)
2270	MEMS、マイクロマシン、スマートセンサー(情報通信と共通)
4465	マイクロマニピュレーション
4470	分子デバイス、ナノデバイス
4475	グリーンケミストリー
4480	非破壊検査
4485	電子顕微鏡
4490	走査プローブ顕微鏡、SFM、STM
4495	分光、スペクトロスコピー
4500	X線・電子線回折、中性子散乱
4505	放射光、電子サイクロトロン共振
4510	核磁気共鳴(NMR)
4515	電子スピン共鳴(ESR)
4520	質量分析
4525	クロマトグラフィー
4530	精密計測
4535	レーザー・光計測
4540	近接接合
4545	表面プラズモン
4550	紫外光・自由電子レーザー
4555	イオンビーム
4560	標準物質
[5. エネルギー]	
5010	熱工学
5020	燃焼技術
5030	低温工学
5040	波力発電
5050	海流発電
5060	潮力発電
5070	海洋温度差発電
5080	塩分温度差発電
5090	その他海洋エネルギー
5100	地熱、地熱利用、バイナリー発電
5110	タワースタイル太陽熱発電
5120	トラフ式太陽熱発電
5130	ディッシュ式太陽熱発電
5140	シリコン系太陽電池
5150	化合物系太陽電池
5160	有機系太陽電池
5170	その他太陽エネルギー
5180	洋上風力発電
5190	小型風力発電
5200	その他風力エネルギー
5210	木質バイオマス(ガス化含む)
5220	エタノール抽出
5230	自動車燃料(廃食用油由来)
5240	メタン精製(家畜等糞尿由来)
5250	水素エネルギー(製造・吸蔵・貯蔵等)
5260	バイオエネルギー、炭化水素系燃料(メタン・メタノール等)
5270	バイオフィンナリー
5280	燃料改質
5290	石炭液化技術(CTL)
5300	石炭ガス化
5310	クラスレート(メタンハイドレート等)、オイルサンド
5320	天然ガス液体燃料化技術(GTL)等
5330	ジメチルエーテル(DME)
5340	シェールガス
5350	増進回収技術(EGR)
5360	増進回収技術(EOR)
5370	省エネルギー技術
5380	省エネ住宅・ビル
5390	エネルギーマネジメント、HEMS/BEMS(情報通信と共通)

5400	エネルギー変換技術
5410	エネルギー回収技術
5420	エネルギー輸送技術・発電技術
5430	トライジェネレーション
5440	超伝導エネルギー技術
5450	パワーエレクトロニクス、LSPデバイス(情報通信と共通)
5460	蓄電デバイス(電池、コンデンサ等)(情報通信と共通)
5470	キャパシタ、電気二重層キャパシタ
5480	燃料電池
5490	溶融炭酸塩形燃料電池(MCFC)
5500	固体高分子形燃料電池(PEFC)
5510	ヒートポンプ、ペルティエ素子
5520	ヒートパイプ
5530	内燃機関
5540	タービン、ガスタービン、マイクロガスタービン
5550	コージェネレーション、コンバインドサイクル発電
5560	分散型エネルギーシステム
5570	廃熱利用、冷熱利用
5580	蓄熱
5590	冷凍技術
5600	負荷平準化
5610	充電方式(非接触給電等)
5620	バッテリー
5630	電気自動車
[6. 製造技術]	
6010	設計技術
6020	ライフサイクル設計
6030	組立技術
6040	機械制御
6050	機械力学、機械要素
6060	破壊力学
6070	化学装置、化学工学
6080	高圧技術
6090	真空技術
6100	流体技術
6110	油圧、空圧
6120	アクチュエータ
6130	プラント
6140	品質管理
6150	劣化予測・診断
6160	CAD、CAM、CAE、CAT
6170	ロボット(マニピュレーション等)、NC(数値制御)
6180	ロボット(2足歩行、コンピュータビジョン)
6190	生産システム・管理
6200	製造技術(自動化、IMS、CIM等)
6210	バイラテラル制御
6220	自律移動制御
6230	振動制御
6240	可視化
6250	エッチング
6260	メッキ(電解・無電解)
6270	リソグラフィ
6280	塗装
6290	溶射
4460	接合、接着(ナノテク・材料と共通)
4210	コーティング(ナノテク・材料と共通)
6300	熱処理
6310	その他表面処理
6320	切削加工
6330	放電加工
6340	レーザー加工
6350	プラズマ加工
6360	微細・精密加工
6370	半導体微細加工
6380	圧延
6390	成形加工(金属材料)
6400	成形加工(樹脂、ゴム等)
6410	型技術、金型
6420	鍛造、鍛造
6430	溶接

[7. 社会基盤]	
7010	ユニバーサルデザイン、人間工学、バリアフリー
7020	国際標準(ISO等)
7030	感性工学
7040	ユーザビリティ
7050	安全工学
7060	リスク管理
7070	都市防災
7080	地球環境変動・予測(環境と共通)
7090	自然現象観測・予測(環境と共通)
7100	建築
7110	コンクリート技術
7120	自然災害
7130	地震対策
7140	地すべり学
7150	土木工学
7160	河川工学
7170	水理学
7180	国土開発・国土整備
7190	地域計画
7200	交通需要管理
7210	地上交通システム(ITS、AHS)
7220	海上・航空交通
7230	都市整備、環境
7240	上下水道
3170	排水処理技術(環境と共通)
7250	水資源、淡水化
7260	地域農業、農村計画
7270	農地利用
7280	造園、造林
7290	土壌改良
7300	森林保護
[8. フロンティア]	
8010	宇宙科学、宇宙工学
8020	地球科学
8030	地質学
8040	気象学
8050	海洋科学・資源
8060	航空技術
8070	ロケット、人工衛星
8080	衛星通信
8090	微小重力
[9. 社会科学]	
9010	技術戦略、事業戦略、経営戦略、マーケティング
9020	技術経営(MOT)、技術マネジメント
9030	研究開発マネジメント、製品開発マネジメント、事業開発マネジメント
9040	イノベーション、技術革新、産業技術競争力
9050	技術経営モデル、ビジネスモデル
9060	産業財産権、特許
9070	プラットフォーム、コンソーシアム、電子市場、電子市場環境、企業環境、企業能力
9080	起業、ベンチャー
9090	産業クラスター、地域クラスター、地域産業構造
9100	技術移転、技術移転機関(TLO)

- 45 -